

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定に準じて、男鹿地区統合校（仮称）整備事業に関する実施方針を定めたので、同条第 3 項の規定に準じて公表する。

令和 8 年 9 月 4 日

秋田県知事 鈴木 健太

男鹿地区統合校（仮称）整備事業
実施方針
【修正版】

秋田県

令和8年9月4日

令和8年9月11日（修正）

《目 次》

第1 事業内容に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項	1
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	4
1. 事業者選定の方法	4
2. 選定事業者の募集及び選定の手順	4
第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1. 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担	13
2. 提供されるサービス水準	14
3. 選定事業者の責任の履行に関する事項	14
4. 県による事業の実施状況の監視	14
第4 本施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1. 立地に関する事項	15
2. 施設計画の考え方	15
第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	16
2. 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	16
3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合 ...	16
4. その他	16
第6 その他事業の実施に関し必要な事項	17
1. 議会の議決	17
2. 使用言語及び通貨	17
3. 情報提供	17
4. 応募に伴う費用負担	17
5. 問合せ先	17

第 1 事業内容に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

男鹿地区統合校（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業に供される公共施設の種類

学校施設

(3) 事業の対象となる公共施設等の名称

秋田県立男鹿海洋高等学校

男鹿海洋高等学校校舎等の各棟及び本事業で増築する校舎（工業系実習棟）、外構等を含め「本施設」という。本事業の整備対象施設は、本施設とし、本施設の敷地を「事業対象地」という。

表 1 本事業の対象

本施設	男鹿海洋高等学校校舎等の各棟及び本事業で増築する校舎 （工業系実習棟）
	外構等

(4) 公共施設等の管理者の名称

秋田県知事 鈴木 健太

(5) 本事業の目的

秋田県においては、人口減少や少子高齢化に伴う生徒数の減少と、県教育財政の逼迫が課題となっており、これらへの迅速な対応が必要となっている。

このため、「男鹿地区統合校（仮称）基本構想」に示す基本理念に基づき、事業対象地において、教育内容及び教育活動を十分に展開でき、かつ、生徒及び職員が安全で快適に学校生活を送ることができるよう、男鹿海洋高等学校及び男鹿工業高等学校の2校を統合し、増築・改修を行うこととしている。

また、本事業においては、設計・施工一括方式を活用して、効率的かつ効果的に本施設等の設計及び建設を行い、県の事務手続きの負担軽減等、教育活動の一層の向上に資することを目的とする。

(6) 事業内容

本事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）は、以下の業務を行う。

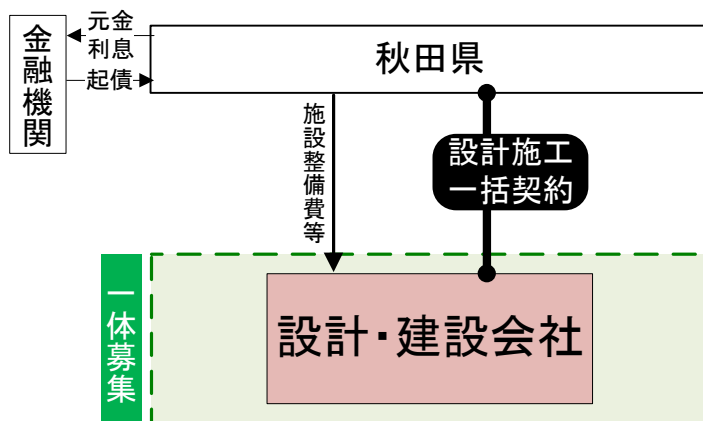
対象施設ごとの業務範囲、県と選定事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については別添1「男鹿地区統合校（仮称）整備事業 事業条件書」（以下「事業条件書」という。）に示すとおりである。

ア 施設整備業務（増築・改修）

- a. 設計業務
- b. 建設業務
- c. 工事監理業務

(7) 事業方式

本事業は、県と契約を締結した選定事業者が、県と本事業に係る設計・施工一括契約を締結し、本施設の設計及び建設を行った後、県に施設を引き渡す、設計・施工一括発注方式（DB方式）により実施する。なお、本事業における一部施設の整備費については、「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」の交付金を活用する予定である。



(8) 事業期間

本事業の事業期間は、設計・施工一括契約締結日から令和12年3月31日までとする。

ただし、男鹿地区統合校（仮称）は令和11年4月1日に開校予定であるため、以下の工期までに検査を完了し、引渡しを行うこと。外部仕上げ等の学校運営に支障を来さない範囲の工事について、開校後に施工を行うことを可とする。

- ・開校に必要な工事：令和11年3月10日まで
（引渡し後、開校までに県で備品等の搬入・設置を行う）
- ・外部仕上等の学校運営に支障を来さない範囲の工事：令和12年3月31日まで

(9) 選定事業者の収入

県は、選定事業者が実施する業務の対価として、それぞれの業務費を支払う。

県は、施設整備業務に係る対価については、各業務の実施年度に合わせて支払う予定である。具体

的な支払い方法等については、本事業公告時に提示する。

(10) 本事業の契約に関する手順

県は、本事業を実施するため、選定事業者との間で仮契約を締結し、県議会の議決をもって、設計・施工一括契約を締結する。選定事業者は、当該設計・施工一括契約に基づいて本事業を実施する。
設計・施工一括契約書の詳細は、本事業公告時に示す。

(11) 法令等の遵守

選定事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令等）及び条例等（条例、規則等）を遵守すること。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者選定の方法

本事業は、設計業務及び建設業務を通じて、事業者に効率的・効果的に質の高いサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。そのため、事業者の選定に当たっては、業務費をはじめ、設計能力、建設能力、工事監理能力等を総合的に評価することとする。

また、事業者の募集及び選定の方法は、競争力の担保及び透明性の確保に配慮した上で、「プロポーザル方式」を採用することとする。

2. 選定事業者の募集及び選定の手順

(1) 選定事業者の募集・選定スケジュール（予定）

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

事業者の募集及び選定に関する一連の手續において、応募者がいない、又はいずれの応募者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、県が本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、県は、最優秀提案者を決定せず、公募・発注手續の執行を中止する場合がある。

表 2 選定の手順及びスケジュール

日程（予定）		内容
令和8年	9月4日（金）	実施方針等の公表
	9月17日（木）	現地見学会
	9月17日（木）～ 9月18日（金）	直接対話
	9月30日（水）	質問受付
	10月19日（月）	質問回答の公表（実施方針等について）
	11月下旬	事業公告
	12月上旬	現地見学会
	12月中旬	直接対話
令和9年	1月中旬	質問受付
	1月下旬	質問回答の公表（募集要項等について）
	2月上旬	参加表明書及び参加資格確認書類の受付
	2月中旬	参加資格確認通知
	3月下旬	提案書受付
	4月下旬	落札者決定
	5月上旬	設計・施工一括（仮）契約締結
	7月上旬	設計・施工一括契約議決

(2) 応募手続等

① 現地見学会の実施

本事業の趣旨や本施設等の現状について、民間事業者の理解促進を図るため、募集要項等の公表に先立ち、現地見学会を実施する。なお、参加は任意とする。

日時	令和8年9月17日(木) 10時00分～12時00分(予定)
場所	男鹿海洋高等学校 ※詳細は参加申込企業に対して県より個別に連絡する。
申込期限	令和8年9月11日(金) 17時まで
申込方法	別添2「現地見学会参加申込書」に記入し、上記の申込期限までに「第6 5. 問合せ先」に示すE-mail宛に送付する。 送付する際の件名は、「男鹿地区統合校(仮称) 整備事業・現地見学会参加申込 ●●」(●●は提出企業名)とする。
参加人数	1社4名以内とする。
留意事項	当日は公表資料(実施方針、事業条件書等)の配布を行わないため、応募者において持参すること。

② 実施方針等に関する直接対話の実施

本事業及び募集の趣旨について、民間事業者の理解促進を図るため、募集要項等の公表に先立ち、県と民間事業者との直接対話を実施する。

日時	令和8年9月17日(木) 13時00分～17時30分 令和8年9月18日(金) 9時00分～17時30分 直接対話1回目への参加申込者に対して、別途、県から開催案内(開催時間、対話時の県からの質問事項及び県への事前質問の受付 等)を通知する。 ※1社あたり、1時間程度を予定
場所	<令和8年9月17日(木)> 秋田県立男鹿海洋高等学校 秋田県男鹿市船川港南平沢字大畑台42番地(事業対象地) <令和8年9月18日(金)> 秋田県庁第二庁舎 秋田県秋田市山王3丁目1-1
申込期限	令和8年9月11日(金) 17時まで
申込方法	別添3「直接対話1回目参加申込書」に記入し、上記の申込期限までに「第6 5. 問合せ先」に示すE-mail宛に送付する。 送付する際の件名は、「男鹿地区統合校(仮称) 整備事業・実施方針等に関する直接対話参加申込 ●●」(●●は提出企業名)とする。
参加人数	1社4名以内とする。 ※実施方針等の共通理解を図り、各社の意見等を個別に把握するため、1社ごとの対話を実施します。
対話内容	原則、非公表とする。 ※対話結果は県の判断により、募集要項等に反映する。
留意事項	当日は公表資料(実施方針、事業条件書等)の配布を行わないため、応募者において持参すること。

③ 実施方針等に関する質問・意見及び回答

実施方針及び事業条件書等に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付締切	令和8年9月30日（水）17時まで
提出方法	別添4「男鹿地区統合校（仮称）整備事業に関する質問及び意見」に記入し、上記の期間で「第6 5. 問合せ先」に示すE-mail宛に送付する。 送付する際の件名は、「男鹿地区統合校（仮称）整備事業・実施方針等に関する意見及び質問 ●●」（●●は提出企業名）とする。 <u>※ファイル形式は、Excel ファイルのまま送付すること。</u>
回答公表日時	令和8年10月19日（月）（予定）
公表方法	提出されたすべての質問については、原則として、県ホームページを通じて公表する。なお、意見についての回答は行わない。

④ 本事業の業務内容に係る資料の交付・閲覧・貸与

本事業の業務内容に係る資料（既存施設図面、現況測量図 等）の電子データ（CD-R）の交付、原本の閲覧又は貸与を行う。

詳細は別添5「資料貸与申込書」を参照すること。貸与を希望する者は、令和8年9月7日（月）以降、別添5「資料貸与申込書」に必要事項を記入の上、「第6 5. 問合せ先」に電子メールにて提出すること。件名は「男鹿地区統合校（仮称）整備事業 貸与希望申込（●●）」（●●は提出企業名）とする。受付順に貸与を行う。

なお、貸与・交付・閲覧可能な資料については、「事業条件書」を参照すること。

交付・閲覧日時	令和8年9月7日（月）～令和8年10月30日（金） 9時～12時、13時～17時 ※土日、祝日は除く
交付・閲覧方法	「第6 5. 問合せ先」に事前連絡のうえ、交付又は閲覧する。
交付・閲覧場所	秋田県立男鹿海洋高等学校 秋田県男鹿市船川港南平沢字大畑台 42 番地（事業対象地） 事務室

(3) 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業への応募者は、複数の企業等で構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）とし、応募手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

① 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 用語の定義

特定共同企業体	本事業に応募する企業グループの各企業（設計企業、建設企業、工事監理企業）が組成する共同企業体をいう。
特定建設工事共同企業体	本事業に応募する企業グループのうち、建設企業が組成する共同企業体をいう。
構成員	企業グループを構成する企業をいう。
代表企業	構成員のうち、応募手続を代表して行い、かつ、特定建設工事共同企業体における共同企業体出資比率が最も高い企業をいう。特定建設工事共同企業体を組成しない場合は、建設企業とする。
設計企業	構成員のうち、設計業務を行う企業をいう。
建設企業	構成員のうち、建築業務を行う企業をいう。
工事監理企業	構成員のうち、工事監理業務を行う企業をいう。

イ 応募者は、特定共同企業体を組成する企業グループとし、構成員の中から代表企業を定める。

ウ 応募者は、特定共同企業体を分担施工方式（乙型 JV）により組成するものとする。

エ 建設業務について、特定建設工事共同企業体を組成する場合は共同施工方式（甲型 JV）を基本とする。

オ 特定建設工事共同企業体へ出資する企業は5者以内とし、出資比率は均等割の10分の6以上とする。

カ 複数の要件を満たす企業は、当該複数の業務を実施することができる。

※ただし、建設企業及び工事監理企業については、同一の者とするとは認めない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

（注）「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。（以下同様とする。）

キ 参加表明書の提出以降、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、県が変更を承認した場合は、この限りではない。

ク 参加表明書の提出以降、応募者となる構成員は、同時に他の構成員となることはできない。

② 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を満たすものとする。

ア 共通事項

応募者の構成員は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。また、応募者の構成員は、以下の事項を満たすこと。

- a. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- b. 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- c. 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- d. 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない者(適用除外事業所を除く。)であること。
- e. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- f. 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- g. 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びこれらの者と資本面又は人事面において関連がない者であること。
なお、本事業のアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・八千代エンジニアリング株式会社
 - ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- h. 選考委員((5)で示す選考委員会の委員)の所属する企業ではないこと及びその企業と資本面又は人事面において関係がない者であること。※選考委員は、事業公告時に公表予定である。

イ 設計業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b. 担当する設計業務に係る令和8年度に有効な秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱(平成5年3月30日監第1973号)第4条第1項に規定する資格者名簿に登録されていること。また、設計業務を担う主たる者1人以上は「建築一般」の資格を有していること。
- c. 公立学校(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)の新築、改築又は改修の実設計業務を元請として履行した実績を有すること。なお、複数の企業が分担して行う場合にあつては、設計業務を担う主たる者1人以上が当該要件を満たしていること。

ウ 建設業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 担当する建設業務に係る令和8年度秋田県建設業者等級格付名簿に登録されていること。ただし、建設業務を担う主たる者1人以上は「建築一式工事」の資格を有していること。

- b. 担当する建設業務に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- c. 公立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の新築又は改築の建築工事を元請（共同企業体で受注した場合は出資比率 15%以上に限る）として施工した実績を有すること。
- d. 建設業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が上記 c の要件を満たすこと。

エ 工事監理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 工事監理業務のうち、「建築工事の工事監理」を担当する場合は、建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b. 担当する工事監理業務に係る令和 8 年度に有効な秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成 5 年 3 月 30 日監第 1973 号）第 4 条第 1 項に規定する資格者名簿に登録されていること。また、工事監理業務を担う主たる者 1 人以上は「建築一般」の資格を有していること。
- c. 公立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の新築、改築又は改修の工事監理業務を元請として履行した実績を有すること。

③ 応募者の実施体制

応募者は、次の実施体制を満たすものとする。

ア 統括責任者及び各業務責任者の配置

本事業の業務実施に当たっては、統括責任者を配置するとともに、建設、設計、工事監理の各個別業務の業務責任者（監理技術者、主任技術者、管理技術者、工事監理者）を配置し、県への各種報告・調整を適切に行うこととする。

統括責任者は、各個別業務の業務責任者と兼務することを認めるが、原則として構成員から選出することとし、業務着手より前に県に書面で届け出ること。

イ 実施体制

「統括責任者」、「建設業務責任者（監理技術者）」、「設計業務責任者（管理技術者）」、「工事監理業務責任者（工事監理者）」を任命し、統括責任者が各業務を統括管理する。

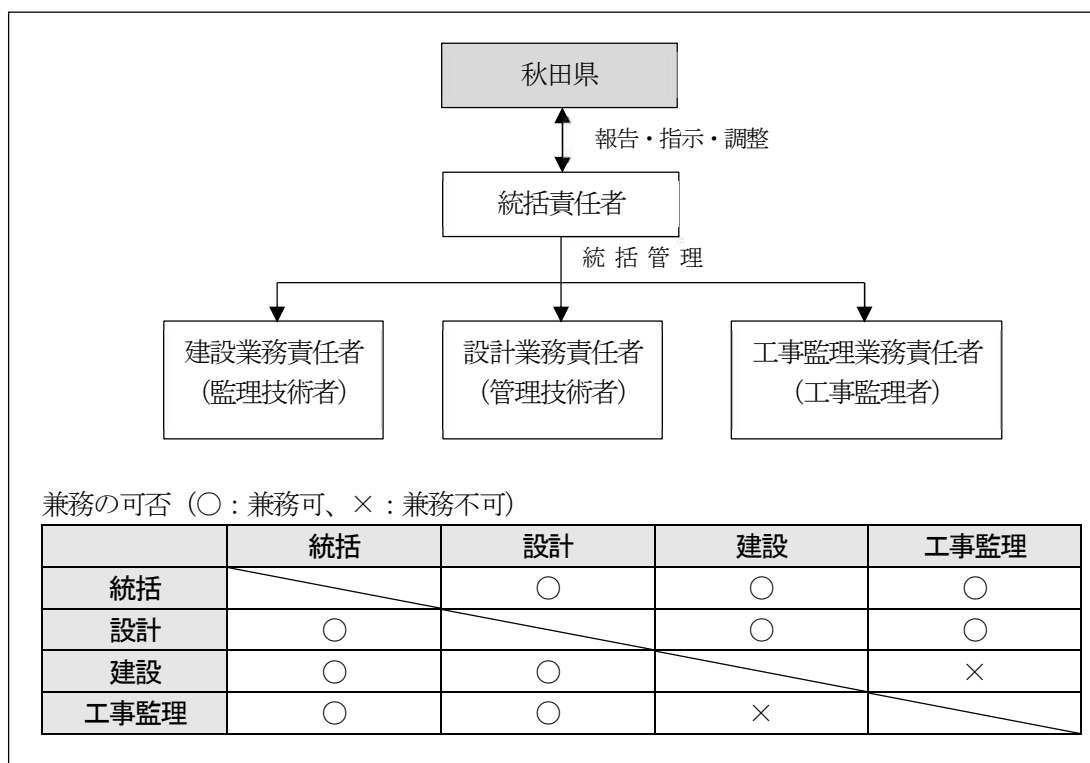


図 1 実施体制概要図

ウ 配置予定技術者

事業者は、設計業務、建設業務の実施に当たり、以下の技術者を配置する。

表 3 配置予定技術者の要件

業務	配置予定技術者の要件
建設業務	- 建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある（提案書類の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある。）現場代理人及び専任の監理技術者を配置する。 - 特定建設工事共同企業体を組成して建設業務を行う場合は、代表者から監理技術者を配置し、その他の構成員から主任技術者を配置すること。 - 監理技術者（特定建設工事共同企業体を組成する場合は主任技術者を含む。）は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者とする。 - 監理技術者（特定建設工事共同企業体を組成する場合は主任技術者を含む。）は、工事期間中において施工現場に専任で配置できる者とする。 - 監理技術者は、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の建築工事（修繕を除く）を元請として完成させた工事に担当者として従事した経験を有すること。なお、実績の発注者の形態は問わないものとし、国、地方公共団体、公営企業、特殊法人等、独立行政法人、民間企業またはこれらに準ずる団体、個人による発注実績をすべて対象とする。 - 現場代理人及び監理技術者（特定建設工事共同企業体を組成する場合は主任技術者を含む。）については、工事完成までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するこ

業務	配置予定技術者の要件
	ととし、あらかじめ県の確認を得るものとする。 ・監理技術者は、特例監理技術者制度の運用により本施設の監理を兼ねることができる。
設計業務	・設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある（提案書類の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。）管理技術者を1名配置する。 ・管理技術者は、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の3階建て以上、かつ、延べ面積2,000㎡以上の施設における実施設計業務の実績を有すること。なお、実績の発注者の形態は問わないものとし、国、地方公共団体、公営企業、特殊法人等、独立行政法人、民間企業またはこれらに準ずる団体、個人による発注実績をすべて対象とする。 ・各業務分野（建築総合、構造、電気設備、機械設備）の主任技術者と担当技術者をそれぞれ1名配置する。 ・管理技術者は、各業務分野の主任技術者及び担当技術者と兼任できない。 ・主任技術者及び担当技術者は、その他分野の主任技術者及び担当技術者と兼務できない。ただし、主任技術者は、同じ業務分野の担当技術者と兼務することができる。 ・各技術者に求める資格要件、実務経験等は表4に示すとおりとする。 ・ただし、構造分野においては主任技術者及び担当技術者に対して構造設計一級建築士の保有は必須ではないが、建築構造設計において、構造設計一級建築士による設計への関与を必須とする。 ・また、電気設備、機械設備の主任技術者及び担当技術者は一級建築士又は建築設備士の保有がない者の配置も可とするが、設備設計に当たっては設備設計一級建築士による設計への関与を必須とする。 ・構造及び電気設備、機械設備の主任技術者及び担当技術者の所属は、管理技術者の所属する企業以外でもよい。 ・管理技術者及び各主任技術者については、設計業務完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得るものとする。
工事監理業務	・工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある（提案書類の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。）工事監理者を配置する。 ・工事監理者は、一級建築士とし、工事監理業務の管理技術者とする。 ・工事監理者は、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の3階建て以上、かつ、延べ面積2,000㎡以上の施設における実施設計業務若しくは工事監理業務の実績を有すること。なお、実績の発注者の形態は問わないものとし、国、地方公共団体、公営企業、特殊法人等、独立行政法人、民間企業またはこれらに準ずる団体、個人による発注実績をすべて対象とする。 ・工事監理企業は、工事監理者のほか、設計業務に示す各業務分野（建築総合、構造、電気設備、機械設備）の主任技術者及び担当技術者と同様の資格及び実務経験等を保有する者を各業務分野（建築総合、構造、電気設備、機械設備）

業務	配置予定技術者の要件
	の主任技術者及び担当技術者として配置する。 ・ 工事監理者は、工事完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得るものとする。

表 4 設計業務及び工事監理業務の配置予定技術者に求める資格及び業務経験等

管理技術者		資格要件	一級建築士
		実務経験等	資格取得後、5年以上
主任技術者	建築総合	資格要件	一級建築士
		実務経験等	5年以上
	構造	資格要件	一級建築士又は構造設計一級建築士
		実務経験等	一級建築士にあつては、資格取得後、5年以上
	電気設備	資格要件	建築設備士又は設備設計一級建築士
		実務経験等	建築設備士にあつては、資格取得後、5年以上
	機械設備	資格要件	建築設備士又は設備設計一級建築士
		実務経験等	建築設備士にあつては、資格取得後、5年以上
担当技術者	建築総合	資格要件	一級建築士
		実務経験等	求めない
	構造	資格要件	一級建築士又は構造設計一級建築士
		実務経験等	求めない
	電気設備	資格要件	建築設備士又は設備設計一級建築士
		実務経験等	求めない
	機械設備	資格要件	建築設備士又は設備設計一級建築士
		実務経験等	求めない

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付日を予定する。具体的な時期については、募集要項等において公表する。

(5) 審査及び選定に関する事項

① 審査に関する基本的な考え方

- 審査は、学識者等で構成する本事業に係る事業審査会（以下「審査会」という。）にて行うものとし、審査会の委員及び審査会で定める事業者選定基準は、募集要項等と併せて公表する。
- 審査会において、提案価格並びに施設整備計画等の各面から総合的に提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。
- 最優秀提案者を選定するまでの間に、応募者の構成員が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

② 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

ア 資格審査

応募者の備えるべき参加資格要件について審査する。

イ 提案審査

募集要項等と併せて公表する事業者選定基準に基づき、提案価格並びに施設整備計画等を総合的に審査する。

③ 選定事業者の決定

県は、審査会における選定結果を基に、選定事業者を決定する。

ただし、選定事業者の構成員が設計・施工一括契約締結前に地方自治法施行令第 167 条の 4 若しくは第 167 条の 11 の規定に基づく参加資格の制限、又は競争入札参加資格者指名停止事務処理要領等に基づく指名停止を受けた場合には、県は選定事業者と設計・施工一括契約を締結しないことができる。

④ 選定事業者を選定しない場合

募集において、応募者がいない、又はいずれの応募者も公的財政負担の縮減等が見込めない等の理由により、本事業を実施することが妥当でないと判断された場合には、選定事業者を選定せず、取り消すこととする。

⑤ 審査結果及び評価の公表方法

審査結果及び評価は、県ホームページを通じて公表する。

(6) 提案書の取扱い

① 著作権

応募者が提出した提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認めるときは、県は選定事業者の確認を得た上で、選定事業者の提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の客観的評価の公表以外に原則として使用しない。なお、本提案書は返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

第 3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサ

サービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

(2) 予測されるリスクと責任分担

県と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙 リスク分担案」によることとし、選定事業者からの質問・意見の結果を踏まえ、必要な事項については、募集要項等の公表時にあわせて公表する設計・施工一括契約書（案）において明らかにする。

2. 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、事業条件書に提示する。

3. 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、募集要項等と併せて公表する設計・施工一括契約書（案）に基づき作成された設計・施工一括契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、設計・施工一括契約締結に当たっては、契約の履行を確保するため、契約保証金等の方法による設計・施工一括契約の保証を行うことを想定している。

4. 県による事業の実施状況の監視

(1) モニタリングの実施

県は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期

① 基本設計・実施設計時

県は、選定事業者によって行われた設計が県の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

② 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の確認を行う。

③ 工事施工完了時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で県の確認を受ける。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、募集要項等において公表する。

(4) モニタリングの結果等

モニタリングの結果、契約書で定められた要求水準が達成されていない場合は、業務の対価の支払いの延期や減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。詳細は、設計・施工一括契約に定める。

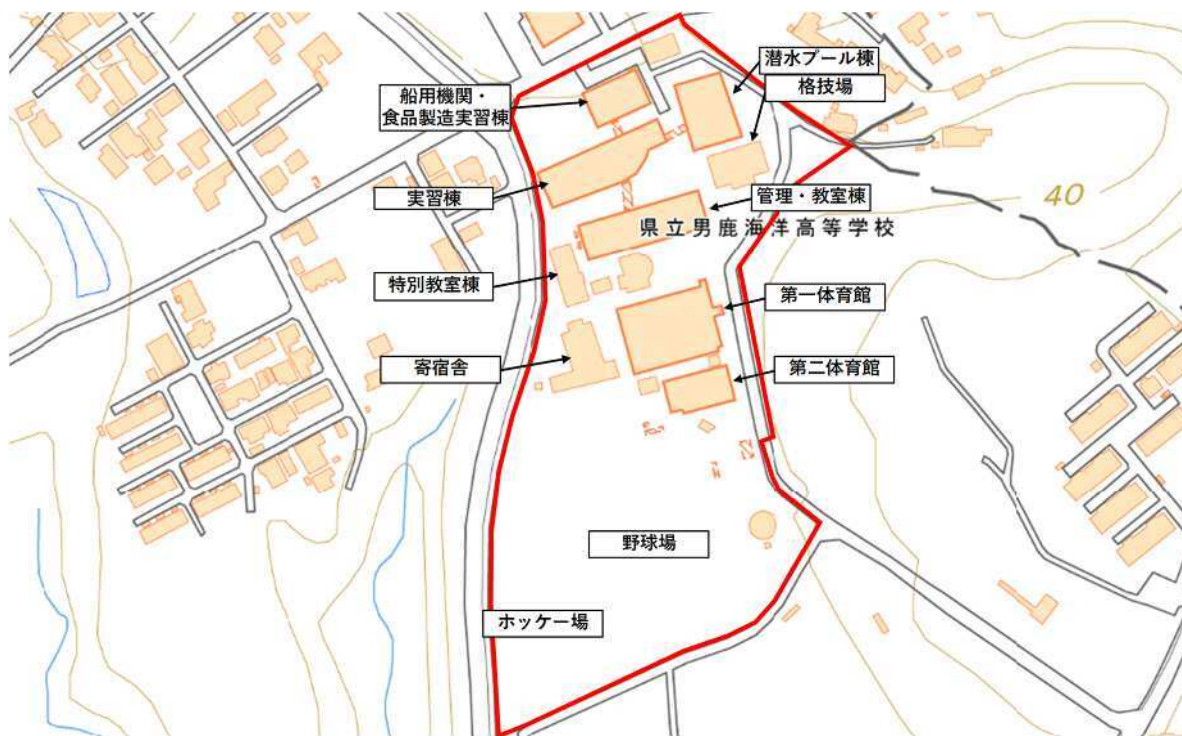
第4 本施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

事業対象地の概要は、以下のとおりである。

表 5 男鹿海洋高等学校の概要

所在地	秋田県男鹿市船川港南平沢字大畑台 42 番地
創立	平成 16 年 4 月 1 日
敷地面積	35,407 m ²
建物面積	12,734 m ²
学校規模	1 学年 3 クラス（普通科、海洋科、食品科学科） 計 9 クラス
用途区域	第一種中高層住居専用地域
建蔽率／容積率	60％／200％
道路制限	1.25/ 1
接続道路	芦沢増川線 幅員：6.8-7.0m 南ヶ丘線 幅員：10.7-11.2m



出典：男鹿地区統合校（仮称）基本構想を基に作成

図 2 事業対象地の概要図

2. 施設計画の考え方

施設整備業務の内容等は、事業条件書を参照すること。

第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 選定事業者の提供するサービスが、設計・施工一括契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、県は選定事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に改善をすることができなかった場合、県は設計・施工一括契約を解除することができる。
- (2) 選定事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、設計・施工一括契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県は設計・施工一括契約を解約することができる。
- (3) (1)又は(2)の規定により県が設計・施工一括契約を解約した場合、選定事業者は、県に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 設計・施工一括契約で定める県の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、選定事業者は設計・施工一括契約を解約することができるものとする。
- (2) (1)の規定により選定事業者が設計・施工一括契約を解約した場合、県は、選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力事由、その他、県又は選定事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、県及び選定事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、県及び選定事業者は、設計・施工一括契約を解約することができる。

4. その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、設計・施工一括契約に定める。

第6 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

- ・本事業公募に当たり、その予算措置として、本事業の事業費に関する議案を、令和8年第2回定例会（9月議会）に提出する予定である。
- ・設計・施工一括契約締結に関しては、令和9年第1回定例会（6月議会）に議案を提出する予定である。

2. 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

3. 情報提供

情報提供は、適宜、県ホームページを通じて行う。

4. 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

5. 問合せ先

秋田県教育庁 総務課 施設整備室
〒010-8580 秋田県秋田市山王3丁目1-1
電話：018-860-5116
E-mail：shisetsu-edu@pref.akita.lg.jp